

第4回 豊能・能勢水道事業(仮称) 料金検討部会

水道料金の検討について

大阪広域水道企業団 経営・事業等評価委員会

令和4年7月27日

目次

1. 料金体系の検討	3
------------	---

2. 加入金について	23
------------	----

1. 料金体系の検討

料金体系の検討ポイントと検討結果

- ◆ 前回(第3回)部会でお示した方向性に基づき、以下のとおり料金体系を検討しました。

	検討ポイント	検討の方向性	検討結果
料金構造	(検討ポイント①) 基本料金と従量料金の収入割合	固定費を回収する基本料金収入の適正な割合について検討します。	水道料金算定要領に基づき総括原価を算定し、基本料金と従量料金の収入割合を決定
基本料金	(検討ポイント②) 口径別の基本料金設定	口径別の基本料金(メーター使用料含む)の設定について検討します。	水道料金算定要領に基づき算定した口径別の基本料金をベースに設定
	(検討ポイント③) 基本水量の廃止	少量使用者の負担増に留意しつつ、基本水量を設定しない料金体系について検討します。	基本水量を廃止
従量料金	(検討ポイント④) 使用水量区分及び単価の設定 (逓増度の設定)	使用者の負担増に留意しつつ、使用水量区分及び逓増度の緩和について検討します。	使用水量区分は、豊能水道事業の区分をベースに設定 逓増度は、府内平均以下とする。

基本料金及び従量料金の算定(1/2)

◆ 基本料金及び従量料金は、水道料金算定要領に従い、以下の4つのステップで算定します。

ステップ1 総括原価の算定

- 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定する。

ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1で算定された費用を、その費用発生の要因から、以下に分解する。
 - ・検針費用や量水器費用のような「需要家費」
 - ・維持管理費や減価償却費のような「固定費」
 - ・動力費や薬品費、受水費のような「変動費」

ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。

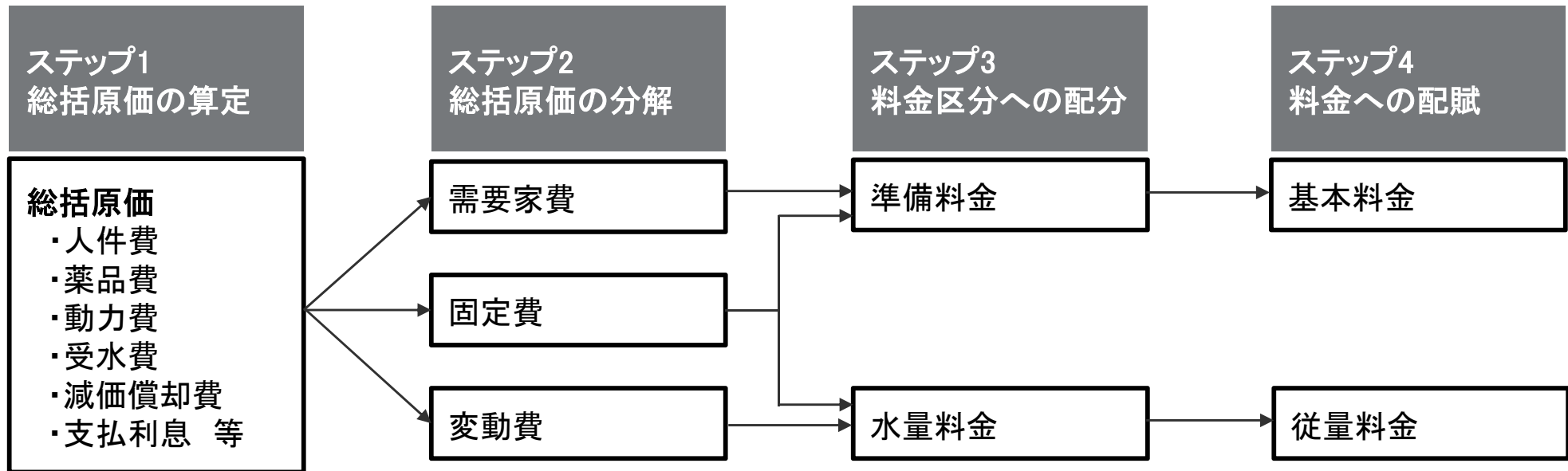
ステップ4 料金への配賦

- ステップ3で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を逓増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦する。
- 料金表案のパターンを提示する。

(出所)公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

基本料金及び従量料金の算定(2/2)

◆ 総括原価の算定から料金への配賦の流れは、以下のとおりです。



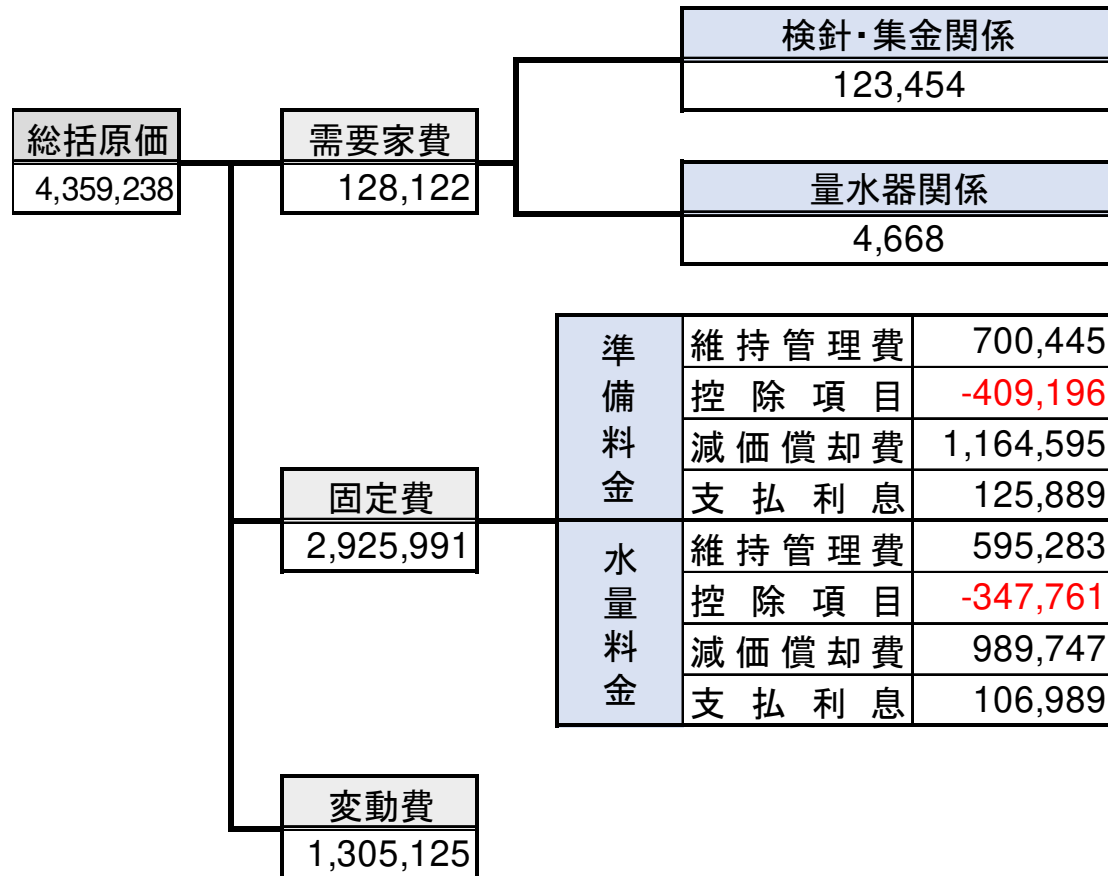
【参考】料金体系に関する主な用語説明

項目	説明
需要家費	検針費用や量水器費用のように、主として需要家の存在により発生する費用
固定費	維持管理費や減価償却費のように、給水量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされるもののうち、需要家費に属するものを控除した費用
変動費	薬品費、動力費及び受水費のように、概ね給水量の増減に比例する費用

総括原価の算定と料金区分への配分結果(1/2)

- ◆ ステップ1～3に基づき、料金算定期間における総括原価を算定し、料金区分に配分した結果、準備料金は約 1,710 百万円、水量料金は約 2,649百万円でした。
- ◆ 比率は、準備料金：水量料金＝39%：61% となります。

配賦原価の集計結果(単位:千円)



	総額	割合
準備料金	1,709,855	39%
水量料金	2,649,383	61%

料金体系の検討

- ◆ 水道料金算定要領に基づき算定したケースⅠを参考として、前回(第3回)部会で決定した料金改定率(豊能水道事業15.0%、能勢町水道事業12.8%)と特に生活用水利用の使用者負担という視点から、ケースⅡ～Ⅳの料金体系案を作成しています。
- ◆ いずれのパターンにおいても、前回部会で決定したとおり基本水量は設定していません。また、基本料金収入と従量料金収入の割合は、水道料金算定要領に基づく算定結果と同一としています。

ケース	料金体系	基本水量	基本:従量	基本料金	従量料金	備考	料金改定率
Ⅰ	口径別	なし	39% : 61%	口径別に設定	逡増度 : 1 (均一料金)	・水道料金算定要領に基づく算定	豊能:21.3% 能勢:△3.3%
Ⅱ				〃	逡増度 第1段階 : 6.9 第2段階 : 4.5	・従量料金により、両町の料金改定率を整合	豊能:15.0% 能勢:12.8%
Ⅲ				口径別に設定 (ただし、口径13mmと口径20mmを調整)	逡増度 第1段階 : 3.3 第2段階 : 2.7	・基本料金及び従量料金により両町の料金改定率を整合 ・第2段階逡増度を府平均に設定 (第1段階は府平均以下)	豊能:15.0% 能勢:12.8%
Ⅳ				〃	逡増度 第1段階 : 2.7 第2段階 : 2.2	・基本料金及び従量料金により両町の料金改定率を整合 ・水量区画を調整し、逡増度を抑制	豊能:15.0% 能勢:12.8%

(ケース I) 料金体系シミュレーションの実施結果

- ◆ 「総括原価の算定と料金区分への配分結果」で示した、水道料金算定要領に基づく料金体系をケース I とします。
- ◆ 本ケースでは、各口径の基本料金を全て異なる金額とし、従量料金を均一料金(逡増度を1)としています。
- ◆ 必要な料金収入は確保できますが、両町の料金改定率との整合が取れません。

(1) 本ケースの料金表(1か月当たり・税抜)

<基本料金>

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	886円	2,030円	3,171円	4,647円	8,433円	13,601円	32,202円

<従量料金>

水量区分	~10m ³	~20m ³	~30m ³	~40m ³	~70m ³	~100m ³	101m ³ ~
従量料金単価	183円						

(2) 本ケースのシミュレーション実施結果

	料金シミュレーション結果(R5、R6~R10)			必要な料金収入(R5、R6~R10)			必要な料金収入の確保
	基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②	
給水収益	1,480百万円	2,294百万円	3,774百万円	1,480百万円	2,294百万円	3,774百万円	○
比率	39%	61%	100%	39%	61%	100%	

	豊能町	能勢町	両町の料金改定率との整合		府内平均	本ケース	逡増度の府内平均以下への抑制
料金改定率	21.3%	△3.3%	×	従量料金第2段階逡増度	2.7倍	1.0倍	○

(ケースⅡ)料金体系シミュレーションの実施結果

- ◆ 本ケースでは、ケースⅠを踏まえ、両町の料金改定率が前回部会で設定した改定率と整合するように、従量料金の逡増度を設定しています。
- ◆ 必要な料金収入及び両町の料金改定率との整合を確保することができますが、第2段階逡増度は4.5倍と大阪府平均(2.7倍)を大きく上回ります。

(1)本ケースの料金表(1か月当たり・税抜)

<基本料金>

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	886円	2,030円	3,171円	4,647円	8,433円	13,601円	32,202円

<従量料金> ※水量区分は豊能水道事業の区分をベースに設定

水量区分	～10m ³	～20m ³	～30m ³	～40m ³	～70m ³	～100m ³	101m ³ ～
従量料金単価	105円	160円	220円	310円	465円	610円	725円

(2)本ケースのシミュレーション実施結果

	料金シミュレーション結果(R5、R6～R10)			必要な料金収入(R5、R6～R10)			必要な料金収入の確保
	基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②	
給水収益	1,480百万円	2,295百万円	3,775百万円	1,480百万円	2,294百万円	3,774百万円	○
比率	39%	61%	100%	39%	61%	100%	

	豊能町	能勢町	両町の料金改定率との整合		府内平均	本ケース	逡増度の府内平均以下への抑制
料金改定率	15.0%	12.8%	○	従量料金第2段階逡増度	2.7倍	4.5倍	×

(ケースⅢ) 料金体系シミュレーションの実施結果(1/4)

- ◆ 本ケースでは、ケースⅠを踏まえ、従量料金の第2段階逓増度を大阪府平均(第1段階逓増度は大阪府平均以下)とした上で、両町の料金改定率が前回部会で設定した改定率と整合するように、口径13mm、口径20mmの基本料金を設定しています。
- ◆ 必要な料金収入及び両町の料金改定率との整合を確保することができます。

(1) 本ケースの料金表(1か月当たり・税抜)

<基本料金>

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,190円	1,900円	3,171円	4,647円	8,433円	13,601円	32,202円

<従量料金> ※水量区分は豊能水道事業の区分をベースに設定

水量区分	～10m ³	～20m ³	～30m ³	～40m ³	～70m ³	～100m ³	101m ³ ～
従量料金単価	140円	175円	205円	255円	310円	385円	465円

(2) 本ケースのシミュレーション実施結果

	料金シミュレーション結果(R5、R6～R10)			必要な料金収入(R5、R6～R10)			必要な料金収入の確保
	基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②	
給水収益	1,483百万円	2,291百万円	3,774百万円	1,480百万円	2,294百万円	3,774百万円	○
比率	39%	61%	100%	39%	61%	100%	
	豊能町	能勢町	両町の料金改定率との整合		府内平均	本ケース	逓増度の府内平均以下への抑制
料金改定率	15.0%	12.8%	○	従量料金第2段階逓増度	2.7倍	2.7倍	○

(ケースⅢ)料金体系シミュレーションの実施結果(2/4)

◆ ケースⅢを採用した場合、主な使用水量での水道料金は以下のとおりです。

(3)主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(1/3)

<主な使用水量における水道料金(1か月当たり・税抜)>

ケースⅢ 改定料金		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	1,190円	1,900円	3,171円	4,647円	8,433円	13,601円	32,202円
	5m ³	1,890円	2,600円	3,871円	5,347円	9,133円	14,301円	32,902円
	10m ³	2,590円	3,300円	4,571円	6,047円	9,833円	15,001円	33,602円
	20m ³	4,340円	5,050円	6,321円	7,797円	11,583円	16,751円	35,352円
	30m ³	6,390円	7,100円	8,371円	9,847円	13,633円	18,801円	37,402円
	40m ³	8,940円	9,650円	10,921円	12,397円	16,183円	21,351円	39,952円
	50m ³	12,040円	12,750円	14,021円	15,497円	19,283円	24,451円	43,052円
	100m ³	29,790円	30,500円	31,771円	33,247円	37,033円	42,201円	60,802円
	300m ³	122,790円	123,500円	124,771円	126,247円	130,033円	135,201円	153,802円
	500m ³	215,790円	216,500円	217,771円	219,247円	223,033円	228,201円	246,802円

(ケースⅢ) 料金体系シミュレーションの実施結果(3/4)

- ◆ ケースⅢを採用した場合、豊能水道事業の主な使用水量での料金改定額及び改定率は以下のとおりです。
- ◆ 豊能水道事業では、口径20mmのボリュームゾーンでの改定額及び率に大きなばらつきがあり、一部で値下げとなる場合があります。
- ◆ 口径13mmの大部分の使用者が値下げとなります。

(3) 主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(2/3)

<豊能水道事業の現行料金に対する料金改定額及び改定率>

ボリュームゾーン(令和3年度調定件数全体の約90%)
 令和3年度調定件数が、各口径調定件数全体の1%未満
 令和3年度調定件数0件

ケースⅢ 改定額		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0m ³	10円	720円	1,331円	2,027円	3,713円	6,241円	15,682円
	5m ³	△10円	700円	1,311円	2,007円	3,693円	6,221円	15,662円
	10m ³	△30円	680円	1,291円	1,987円	3,673円	6,201円	15,642円
	20m ³	△120円	590円	1,201円	1,897円	3,583円	6,111円	15,552円
	30m ³	△410円	300円	911円	1,607円	3,293円	5,821円	15,262円
	40m ³	△800円	△90円	521円	1,217円	2,903円	5,431円	14,872円
	50m ³	△1,340円	△630円	△19円	677円	2,363円	4,891円	14,332円
	100m ³	△4,190円	△3,480円	△2,869円	△2,173円	△487円	2,041円	11,482円
	300m ³	△17,990円	△17,280円	△16,669円	△15,973円	△14,287円	△11,759円	△2,318円
	500m ³	△31,790円	△31,080円	△30,469円	△29,773円	△28,087円	△25,559円	△16,118円
ケースⅢ 改定率		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0m ³	1%	61%	72%	77%	79%	85%	95%
	5m ³	△1%	37%	51%	60%	68%	77%	91%
	10m ³	△1%	26%	39%	49%	60%	70%	87%
	20m ³	△3%	13%	23%	32%	45%	57%	79%
	30m ³	△6%	4%	12%	20%	32%	45%	69%
	40m ³	△8%	△1%	5%	11%	22%	34%	59%
	50m ³	△10%	△5%	△0%	5%	14%	25%	50%
	100m ³	△12%	△10%	△8%	△6%	△1%	5%	23%
	300m ³	△13%	△12%	△12%	△11%	△10%	△8%	△1%
	500m ³	△13%	△13%	△12%	△12%	△11%	△10%	△6%

(ケースⅢ) 料金体系シミュレーションの実施結果(4/4)

- ◆ ケースⅢを採用した場合、能勢町水道事業の主な使用水量での料金改定額及び改定率は以下のとおりです。
- ◆ 能勢町水道事業では、口径13mmのボリュームゾーンでの改定額及び率に大きなばらつきがあり、一部で値下げとなる場合があります。
- ◆ 口径に関わらず月300m³以上の大口使用者の改定額及び率が高くなります。

(3) 主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(3/3)

<能勢町水道事業の現行料金に対する料金改定額及び改定率>

ボリュームゾーン(令和3年度調定件数全体の約90%)
 令和3年度調定件数が、各口径調定件数全体の1%未満
 令和3年度調定件数0件

ケースⅢ 改定額		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	△626円	△871円	△340円	△130円	3,371円	8,348円	26,473円
	5m ³	74円	△171円	360円	570円	4,071円	9,048円	27,173円
	10m ³	354円	529円	1,060円	1,270円	4,771円	9,748円	27,873円
	20m ³	4円	599円	1,760円	3,020円	6,521円	11,498円	29,623円
	30m ³	△46円	549円	1,710円	2,970円	6,471円	11,448円	29,573円
	40m ³	△296円	299円	1,460円	2,720円	6,221円	11,198円	29,323円
	50m ³	4円	599円	1,760円	3,020円	6,521円	11,498円	29,623円
	100m ³	3,754円	4,349円	5,510円	6,770円	10,271円	15,248円	33,373円
	300m ³	40,754円	41,349円	42,510円	43,770円	47,271円	52,248円	70,373円
	500m ³	77,754円	78,349円	79,510円	80,770円	84,271円	89,248円	107,373円
ケースⅢ 改定率		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	△34%	△31%	△10%	△3%	67%	159%	462%
	5m ³	4%	△6%	10%	12%	80%	172%	474%
	10m ³	16%	19%	30%	27%	94%	186%	487%
	20m ³	0%	13%	39%	63%	129%	219%	517%
	30m ³	△1%	8%	26%	43%	90%	156%	378%
	40m ³	△3%	3%	15%	28%	62%	110%	276%
	50m ³	0%	5%	14%	24%	51%	89%	221%
	100m ³	14%	17%	21%	26%	38%	57%	122%
	300m ³	50%	50%	52%	53%	57%	63%	84%
	500m ³	56%	57%	58%	58%	61%	64%	77%

(ケースⅣ) 料金体系シミュレーションの実施結果(1/4)

- ◆ 本ケースでは、ケースⅠを踏まえ、水量区分を調整(5m³以下の追加、最上位71m³以上)、従量料金の逡増度の抑制も考慮(大阪府平均程度)し、両町の料金改定率が前回部会で設定した改定率と整合するように、口径13mm、口径20mmの基本料金を設定しています。
- ◆ 必要な料金収入及び両町の料金改定率との整合を確保することができます。

(1) 本ケースの料金表(1か月当たり・税抜)

<基本料金>

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,255円	1,830円	3,180円	4,650円	8,440円	13,610円	32,210円

<従量料金> ※水量区分は豊能水道事業の区分をベースに設定

水量区分	～5m ³	～10m ³	～20m ³	～30m ³	～40m ³	～70m ³	71m ³ ～
従量料金単価	130円	160円	180円	250円	310円	340円	350円

(2) 本ケースのシミュレーション実施結果

	料金シミュレーション結果(R5、R6～R10)			必要な料金収入(R5、R6～R10)			必要な料金収入の確保
	基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②	
給水収益	1,460百万円	2,315百万円	3,775百万円	1,480百万円	2,294百万円	3,774百万円	○
比率	39%	61%	100%	39%	61%	100%	
	豊能町	能勢町	両町の料金改定率との整合		府内平均	本ケース	逡増度の府内平均以下への抑制
料金改定率	15.0%	12.8%	○	従量料金第2段階逡増度	2.7倍	2.2倍	○

(ケースⅣ)料金体系シミュレーションの実施結果(2/4)

◆ ケースⅣを採用した場合、主な使用水量での水道料金は以下のとおりです。

(3) 主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(1/3)

<主な使用水量における水道料金(1か月当たり・税抜)>

ケースⅣ 改定料金		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	1,255円	1,830円	3,180円	4,650円	8,440円	13,610円	32,210円
	5m ³	1,905円	2,480円	3,830円	5,300円	9,090円	14,260円	32,860円
	10m ³	2,705円	3,280円	4,630円	6,100円	9,890円	15,060円	33,660円
	20m ³	4,505円	5,080円	6,430円	7,900円	11,690円	16,860円	35,460円
	30m ³	7,005円	7,580円	8,930円	10,400円	14,190円	19,360円	37,960円
	40m ³	10,105円	10,680円	12,030円	13,500円	17,290円	22,460円	41,060円
	50m ³	13,505円	14,080円	15,430円	16,900円	20,690円	25,860円	44,460円
	100m ³	30,805円	31,380円	32,730円	34,200円	37,990円	43,160円	61,760円
	300m ³	100,805円	101,380円	102,730円	104,200円	107,990円	113,160円	131,760円
	500m ³	170,805円	171,380円	172,730円	174,200円	177,990円	183,160円	201,760円

(ケースⅣ) 料金体系シミュレーションの実施結果(3/4)

- ◆ ケースⅣを採用した場合、豊能水道事業の主な使用水量での料金改定額及び改定率は以下のとおりです。
- ◆ 豊能水道事業では、ケースⅢと比べ、口径20mmのボリュームゾーンでの改定額及び率のばらつきを抑えることができます。
- ◆ また、口径13mmの使用者にも値上げによる一定のご負担をいただくこととなります。

(3) 主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(2/3)

＜豊能水道事業の現行料金に対する料金改定額及び改定率＞

ボリュームゾーン(令和3年度調定件数全体の約90%)
 令和3年度調定件数が、各口径調定件数全体の1%未満
 令和3年度調定件数0件

ケースⅣ 改定額		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	75円	650円	1,340円	2,030円	3,720円	6,250円	15,690円
	5m ³	5円	580円	1,270円	1,960円	3,650円	6,180円	15,620円
	10m ³	85円	660円	1,350円	2,040円	3,730円	6,260円	15,700円
	20m ³	45円	620円	1,310円	2,000円	3,690円	6,220円	15,660円
	30m ³	205円	780円	1,470円	2,160円	3,850円	6,380円	15,820円
	40m ³	365円	940円	1,630円	2,320円	4,010円	6,540円	15,980円
	50m ³	125円	700円	1,390円	2,080円	3,770円	6,300円	15,740円
	100m ³	△3,175円	△2,600円	△1,910円	△1,220円	470円	3,000円	12,440円
	300m ³	△39,975円	△39,400円	△38,710円	△38,020円	△36,330円	△33,800円	△24,360円
	500m ³	△76,775円	△76,200円	△75,510円	△74,820円	△73,130円	△70,600円	△61,160円
ケースⅣ 改定率		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	6%	55%	73%	77%	79%	85%	95%
	5m ³	0%	31%	50%	59%	67%	76%	91%
	10m ³	3%	25%	41%	50%	61%	71%	87%
	20m ³	1%	14%	26%	34%	46%	58%	79%
	30m ³	3%	11%	20%	26%	37%	49%	71%
	40m ³	4%	10%	16%	21%	30%	41%	64%
	50m ³	1%	5%	10%	14%	22%	32%	55%
	100m ³	△9%	△8%	△6%	△3%	1%	7%	25%
	300m ³	△28%	△28%	△27%	△27%	△25%	△23%	△16%
	500m ³	△31%	△31%	△30%	△30%	△29%	△28%	△23%

(ケースⅣ) 料金体系シミュレーションの実施結果(4/4)

- ◆ ケースⅣを採用した場合、能勢町水道事業の主な使用水量での料金改定額及び改定率は以下のとおりです。
- ◆ 能勢町水道事業では、ケースⅢと比べ、ボリュームゾーンでの改定額及び率のばらつきを抑えることができます。
- ◆ また、口径に関わらず月300m³以上の大口使用者の改定額及び率も抑制することができます。

(3) 主な使用水量の水道料金と現行料金に対する料金改定額及び改定率(3/3)

<能勢町水道事業の現行料金に対する料金改定額及び改定率>

 ボリュームゾーン(令和3年度調定件数全体の約90%)
 令和3年度調定件数が、各口径調定件数全体の1%未満
 令和3年度調定件数0件

ケースⅣ 改定額		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	△561円	△941円	△331円	△127円	3,378円	8,357円	26,481円
	5m ³	89円	△291円	319円	523円	4,028円	9,007円	27,131円
	10m ³	469円	509円	1,119円	1,323円	4,828円	9,807円	27,931円
	20m ³	169円	629円	1,869円	3,123円	6,628円	11,607円	29,731円
	30m ³	569円	1,029円	2,269円	3,523円	7,028円	12,007円	30,131円
	40m ³	869円	1,329円	2,569円	3,823円	7,328円	12,307円	30,431円
	50m ³	1,469円	1,929円	3,169円	4,423円	7,928円	12,907円	31,031円
	100m ³	4,769円	5,229円	6,469円	7,723円	11,228円	16,207円	34,331円
	300m ³	18,769円	19,229円	20,469円	21,723円	25,228円	30,207円	48,331円
	500m ³	32,769円	33,229円	34,469円	35,723円	39,228円	44,207円	62,331円
ケースⅣ 改定率		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用 水量	0m ³	△31%	△34%	△9%	△3%	67%	159%	462%
	5m ³	5%	△11%	9%	11%	80%	171%	474%
	10m ³	21%	18%	32%	28%	95%	187%	488%
	20m ³	4%	14%	41%	65%	131%	221%	519%
	30m ³	9%	16%	34%	51%	98%	163%	385%
	40m ³	9%	14%	27%	40%	74%	121%	286%
	50m ³	12%	16%	26%	35%	62%	100%	231%
	100m ³	18%	20%	25%	29%	42%	60%	125%
	300m ³	23%	23%	25%	26%	30%	36%	58%
	500m ³	24%	24%	25%	26%	28%	32%	45%

【参考】大阪府内の事業体における逓増度の状況(一般・家事用/口径13mm・20mm)

事業体名	料金体系	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	逓増料金 (円/m ³)	逓増 段階数	2段階目 料金単価(円/m ³)	逓増度 対1段階目	逓増度 対2段階目	逓増区分 (m ³)								
									~10	~20	~30	~50	~100	~200	~	1,001	
大阪市	用途	0	850	@10 ~ @358	8	@97	35.8	3.7	~10	~20	~30	~50	~100	~200	~	1,001	
堺市	口径	0	650	@37 ~ @332	8	@122	9.0	2.7	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~	1,001	
岸和田市	口径	5	585	@43 ~ @271	8	@124	6.3	2.2	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~	
豊中市	口径	0	760	@20 ~ @421	7	@131	21.1	3.2	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~		
池田市	用途	8	710	@75 ~ @371	9	@150	4.9	2.5	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~500	~	1,001
吹田市	口径	0	900	0 ~ @330	7	@40	-	8.3	~6	~10	~20	~30	~50	~300	~300		
泉大津市	用途	0	424	@37 ~ @313	7	@38	8.5	8.2	~5	~10	~20	~30	~50	~100	101~		
高槻市	口径	0	690	@10 ~ @340	8	@25	34.0	13.6	~6	~10	~20	~30	~50	~300	~	1,001	
貝塚市	用途	10	940	@125 ~ @300	8	@175	2.4	1.7	~20	~30	~50	~100	~200	~500	~	1,001	
守口市	用途	8	737	@101 ~ @328	7	@134	3.2	2.4	~10	~20	~30	~50	~100	~500	501~		
枚方市	口径	0	660	@4 ~ @335	9	@105	83.8	3.2	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~200	~500	501~
茨木市	口径	0	500	@55 ~ @250	8	@80	4.5	3.1	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~500	501~	
八尾市	口径	0	600	@34 ~ @305	9	@158	9.0	1.9	~10	~20	~30	~50	~100	~300	~600	~	1,001
泉佐野市	口径	0	500	@50 ~ @320	6	@160	6.4	2.0	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
富田林市	口径	8	630	@131 ~ @262	6	@165	2.0	1.6	~20	~30	~40	~50	~100	101~			
寝屋川市	用途	10	964	@140 ~ @369	9	@183	2.6	2.0	~20	~30	~50	~100	~200	~300	~500	~	1,001
河内長野市	口径	0	655	@37 ~ @297	7	@168	8.0	1.8	~10	~20	~30	~50	~100	~300	301~		
松原市	用途	6	660	@38 ~ @361	6	@167	9.5	2.2	~8	~20	~30	~50	~100	101~			
大東市	用途	10	900	@140 ~ @330	6	@180	2.4	1.8	~20	~30	~50	~100	~300	301~			
和泉市	口径	0	500	@46 ~ @248	6	@138	5.4	1.8	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
箕面市	用途	8	686	@126 ~ @355	8	@168	2.8	2.1	~10	~20	~30	~50	~100	~300	~500	501~	
柏原市	用途	5	640	@59 ~ @282	7	@150	4.8	1.9	~10	~20	~30	~40	~50	~100	101~		
羽曳野市	用途	8	635	@130 ~ @310	5	@160	2.4	1.9	~10	~20	~40	~100	101~				
門真市	用途	10	896	@158 ~ @384	8	@208	2.4	1.8	~20	~30	~40	~50	~100	~200	~500	501~	
摂津市	口径	6	680	@59 ~ @415	9	@139	7.0	3.0	~8	~10	~20	~30	~50	~100	~500	~	1,001
高石市	用途	0	455	@39 ~ @310	6	@145	7.9	2.1	~8	~20	~30	~50	~100	101~			
藤井寺市	用途	8	880	@30 ~ @316	6	@204	10.5	1.5	~10	~20	~30	~50	~100	101~			
東大阪市	用途	7	608	@98 ~ @247	4	@146	2.5	1.7	~10	~20	~30	31~					
泉南市	口径	0	826	@17 ~ @305	7	@137	17.9	2.2	~6	~20	~30	~50	~100	~200	201~		
四條畷市	用途	10	1,028	@148 ~ @386	7	@178	2.6	2.2	~15	~25	~50	~100	~500	~	1,001		
交野市	口径	8	770	@124 ~ @341	8	@147	2.8	2.3	~10	~20	~30	~100	~200	~500	~	1,001	
大阪狭山市	用途	10	860	@160 ~ @305	6	@192	1.9	1.6	~20	~30	~50	~100	~	1,001			
阪南市	用途	8	924	@131 ~ @383	8	@150	2.9	2.6	~10	~15	~20	~30	~50	~100	~200	201~	
島本町	口径	0	660	@60 ~ @260	3	@140	4.3	1.9	~10	~30	31~						
豊能町	口径	0	1,180	@144 ~ @534	7	@184	3.7	2.9	~10	~20	~30	~40	~70	~100	101~		
能勢町	口径	8	1,720	@210 ~ @280	2	@280	1.3	1.0	~30	31~							
忠岡町	用途	8	820	@150 ~ @350	4	@220	2.3	1.6	~30	~50	~100	101~					
熊取町	口径	8	590	@131 ~ @329	7	@153	2.5	2.2	~10	~20	~30	~40	~60	~100	101~		
田尻町	用途	8	802	@159 ~ @219	4	@181	1.4	1.2	~20	~30	~50	51~					
岬町	用途	6	829	@170 ~ @554	9	@190	3.3	2.9	~10	~20	~30	~40	~50	~70	~100	~200	201~
太子町	用途	0	380	@114 ~ @338	8	@138	3.0	2.4	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~150	151~	
河南町	口径	0	370	@90 ~ @280	8	@140	3.1	2.0	~10	~20	~30	~40	~50	~100	~150	151~	
千早赤阪村	用途	0	500	@120 ~ @210	5	@140	1.8	1.5	~10	~20	~30	~40	41~				

出典:水道料金表(R3.4.1)

口径別の逓増度平均(豊能、能勢除く):

8.7	2.7
3.8	2.1

口径別の中央値(豊能、能勢除く):

【参考】豊能水道事業・水量区分別調定件数(令和3年度実績)

※2か月調定を1か月調定として換算

水量区分別調定件数(令和3年度)

水量区分 (1か月)	口径							合計
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	
0m ³	19件	290件	3件	1件	0件	0件	0件	313件
1~5m ³	35件	721件	11件	6件	3件	0件	0件	776件
6~10m ³	21件	1,101件	4件	2件	0件	0件	0件	1,128件
11~20m ³	44件	3,387件	13件	5件	0件	0件	0件	3,449件
21~30m ³	26件	1,804件	9件	4件	1件	0件	0件	1,844件
31~40m ³	9件	500件	4件	0件	1件	0件	0件	514件
41~50m ³	2件	116件	2件	0件	1件	0件	0件	121件
51~100m ³	0件	41件	3件	1件	3件	1件	1件	50件
101~200m ³	0件	2件	2件	1件	4件	2件	0件	11件
201~300m ³	0件	0件	0件	2件	1件	1件	1件	5件
301~1000m ³	0件	0件	0件	1件	3件	6件	0件	10件
1,001m ³ ~	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	156件	7,962件	51件	23件	17件	10件	2件	8,221件



…口径別の合計件数の1割超に色付け

【参考】能勢町水道事業・水量区分別調定件数(令和3年度実績)

※2か月調定を1か月調定として換算

水量区分別調定件数(令和3年度)

水量区分 (1か月)	口径							合計
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	
0m ³	649件	13件	4件	2件	0件	1件	1件	670件
1~5m ³	677件	18件	6件	0件	2件	3件	0件	706件
6~10m ³	627件	10件	4件	1件	0件	1件	0件	643件
11~20m ³	1,246件	18件	2件	2件	2件	1件	0件	1,271件
21~30m ³	586件	17件	1件	1件	1件	0件	0件	606件
31~40m ³	198件	14件	2件	0件	1件	0件	0件	215件
41~50m ³	82件	8件	1件	1件	1件	0件	0件	93件
51~100m ³	36件	11件	3件	1件	3件	0件	0件	54件
101~200m ³	1件	4件	1件	1件	2件	2件	0件	11件
201~300m ³	0件	0件	2件	1件	2件	1件	0件	6件
301~1000m ³	0件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	6件
1,001m ³ ~	0件	0件	1件	0件	2件	2件	0件	5件
合計	4,102件	114件	28件	11件	17件	12件	2件	4,286件



…口径別の合計件数の1割超に色付け

2. 加入金について

加入金の設定状況

- ◆ 豊能水道事業では区域ごとに口径別加入金を設定している一方で、能勢町水道事業では区域にかかわらず同額の口径別加入金を設定しています。
- ◆ 府内平均と比較すると、両事業の加入金は概ね高水準にあり、特に能勢町水道事業では府内平均の6～10倍の水準です。

【現在の加入金と府内平均】

(料金、加入金は全て税抜、令和2年4月1日時点)

口径	豊能水道事業 ※						能勢町 水道事業	府内平均 (豊能・能勢を除く)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
13mm	200,000円	38,000円	495,000円	619,000円	711,000円	866,000円	1,142,858円	123,670円
20mm	300,000円	95,000円	761,000円	952,000円	1,095,000円	1,333,000円	1,523,810円	158,983円
25mm	440,000円	171,000円	952,000円	1,190,000円	1,369,000円	1,666,000円	3,428,572円	323,060円
30mm	660,000円	266,000円	1,142,000円	1,428,000円	1,642,000円	2,000,000円	5,714,286円	613,064円
40mm	1,100,000円	533,000円	1,523,000円	1,904,000円	2,190,000円	2,666,000円	10,285,722円	1,081,058円
50mm	5,500,000円	933,000円	1,904,000円	2,380,000円	2,738,000円	3,333,000円	16,000,012円	1,825,926円
75mm	11,000,000円	2,533,000円	2,857,000円	3,571,000円	4,107,000円	5,000,000円	37,714,314円	4,898,647円

※加入金は、区域ごとに設定されていて、それぞれ以下の区域の加入金を示しています。

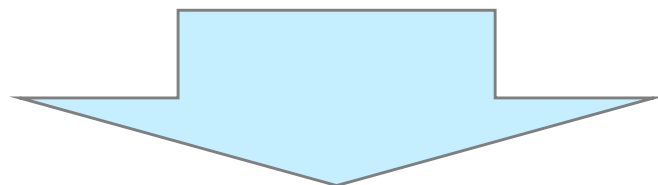
- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風の区域 | (4) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域 |
| (2) 統合以前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域 | (5) 統合以前の牧簡易水道事業の区域 |
| (3) 統合以前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域 | (6) 統合以前の寺田特設水道事業の区域 |

加入金について

【前回の部会における加入金検討の方向性】

【検討の方向性】

加入金については、引き続き設ける方向で検討します。



【今回の料金改定時における加入金の取扱い】

【加入金に係る検討結果】

水道の拡張時代に採用された考え方に基づく加入金は、現状の維持管理時代に適応した制度か否かの判断が難しいことや、各事業体で運用や会計上の処理が異なるなど様々な課題があります。

企業団に統合した13水道事業の取扱いも同様に異なっており、今後、構成団体も含めた加入金に関する整理を行っていきたいと考えているため、本部会において豊能水道事業、能勢町水道事業のみを対象に、先行して加入金について検討することは難しいと考えています。

このため、今回の料金改定時における加入金の取扱いについては、上記の加入金に関する整理が行われるまでの間、現行の加入金制度を継続することとします。